

原文

この詔について誤解するおそれのある表現である。

この詔では「郡」が用いられているが、「郡」は701年の大宝律令から設置された行政区画で、当時は「評」だったことを示す木簡もっかん（→p. 40 写真）が発見されたため、この詔は後世につくられたものと考えられている。

修正文

また、この詔には、701年の大宝律令たいほうりつれいから設置された行政区画の「郡」が用いられているが、当時は「評」だったことを示す木簡もっかん（→p. 40 写真）が発見されたため、この詔は後世の知識により改めたと考えられている。